

平成二十七年四月三十日提出  
質問 第二二〇号

「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一八九第一三二号、一七三号、一九四号)を踏まえ、再質問する。

一 過去の質問主意書で、対日勝利を記念する勝利広場を建設する計画に対し、日本政府はどのような態度をロシアにとるか問うてきたが、過去の政府答弁書では「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府として、北方四島における動きを注視している。」との答弁が繰り返しなされているだけである。右答弁にもある、「注視」とはただ見守るということか。

二 過去の質問主意書で、南クリル発展計画の実施等で、島のロシア化、インフラ整備等が進んでいる事実に対し、政府はどう受け止めているか繰り返し問うてきたが、政府答弁書では、「お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、北方四島は現在に至るまでロシア連邦によって法的根拠のない形で占拠され続けている」と考えている。」との答弁が繰り返しなされているだけで、これはすり替えの答弁である。島のロシア化、インフラ整備等が進み、島民の日本離れが顕著であり、こうした現状に対する日本政府の見解を求め、また、島のロシア化が進んでいることに対し、政府として現時点でどのような対策をとっているのか答えられたい。

三 過去の質問主意書で、島の皆さんの理解を得るためにも、日本の優れた技術を生かし、共同経済活動を早急にするべきか否か問うてきたが、政府答弁書では、当方の質問に対し答えていない。現時点で政府は、共同経済活動を早急にする考えはあるか否か、答えられたい。

四 過去の質問主意書で、プーチン大統領の訪日について、政府として現時点で準備はどこまで進んでいるか、また、日本側の窓口、ロシア側の窓口はどこになっているかと問うたところ、政府答弁書では「プーチン・ロシア連邦大統領の訪日の準備状況については、訪問の態様に関する調整状況を含め、その具体的内容についてお答えすることは、相手国との関係もあり差し控えたい。また、お尋ねの「窓口」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同大統領の訪日については日本及びロシア連邦の外務省を通じて調整を行っている。」との答弁がなされている。本年四月十六日にプーチン大統領は記者団に対し、「平和条約締結後に歯舞、色丹の二島を引き渡すとした一九五六年の日ソ共同宣言に基づいて、日本との対話への準備はある。」旨の発言をした。その一方で、「対話を停止しているのは日本側だ」と発言している。右のプーチン大統領の発言からも、プーチン大統領は平和条約を締結する意志があると明確に言っていると考える。この発言を受け、日本政府としても積極的に、ロシア側にプーチン大統領の訪日について

働きかけをするべきでないか。

右質問する。